

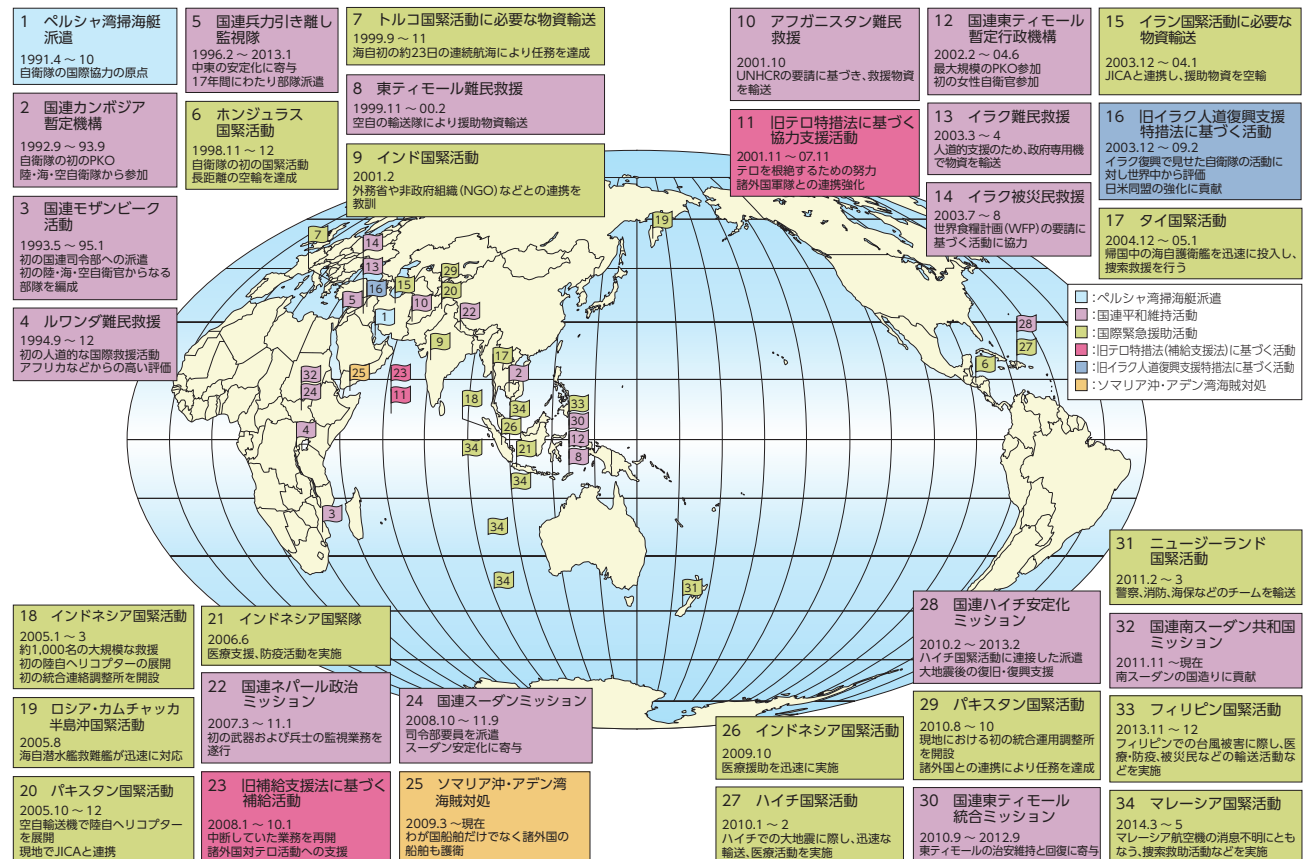
第4節 国際平和協力活動への取組

防衛省・自衛隊としては、紛争・テロなどの根本原因の解決などのための政府開発援助（ODA）を含む外交活動とも連携しつつ、国際平和協力活動などに積極的に取り組

んでいる。

参照 図表Ⅲ-3-4-1（国際社会における防衛省・自衛隊の活動実績）

図表Ⅲ-3-4-1 国際社会における防衛省・自衛隊の活動実績



1 国際平和協力活動の枠組みなど

① 国際平和協力活動の枠組み

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動として、現在までに①国連平和維持活動（いわゆるPKO）への協力をはじめとする国際平和協力業務、②海外の大規模な災害に対応する国際緊急援助活動、③旧イラク人道復興支援特措法に基づく活動ならびに④旧テロ対策特措法および旧補給支援特措法に基づく活動を行ってきた。

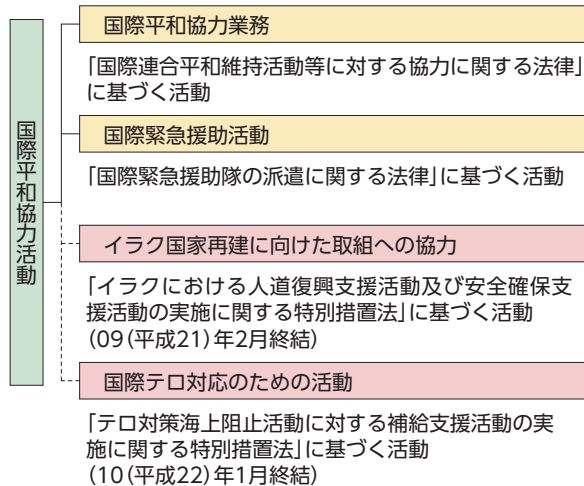
参照 図表Ⅲ-3-4-2（自衛隊による国際平和協力活動）

参照 資料21（自衛隊の主な行動）、資料22（自衛官または自衛隊の部隊に認められた武力行使および武器使用に関する規定）、資料58（国際平和協力活動関連法の概要比較）、資料59（自衛隊が行った国際平和協力活動）

② 国際平和協力活動の本来任務化の意義

新たな安全保障環境においては、国際社会の平和と安定がわが国の平和と安全に密接に結びついているという認識

図表Ⅲ-3-4-2 自衛隊による国際平和協力活動



凡例：■は限時法、■は恒久法に基づく活動を示す。

を踏まえ、07（平成19）年、従来は付随的な業務¹とされていた国際平和協力活動を、わが国の防衛や公共の秩序の維持といった任務と並ぶ自衛隊の本来任務²に位置づけた。

3 国際平和協力活動を迅速、的確に行うための平素からの取組

自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むためには、引き続き、各種体制の整備を進めるなど平素からの取組が重要である。08（同20）年3月には、陸自中央即応集団の隷下に中央即応連隊を新編し、派遣が決定された場合に速やかに先遣隊が派遣予定地に展開し、活動準備を行うことができる体制を整えた。また、陸自の派遣のための待機部隊については、現在、各方面隊などから持ち回りで派遣候補要員をあらかじめ指定しているが、今後は、良好な訓練環境を保持し、過去の国際平和協力活動においても第1次部隊として豊富な経験を有する陸自北部方面隊を常時待機部隊として指定することを予定している。

また、09（同21）年には、わが国は、国連PKOへのより積極的な参加を目指し、PKOの展開に際して、国連

から各国への要員派遣の打診の迅速化・円滑化を目的とする国連待機制度（UNSAS）³への登録を行った。14（同26）年3月末現在、わが国は、①医療（防疫上の措置を含む。）、②輸送、③保管（備蓄を含む。）、④通信、⑤建設、⑥機械器具の据付け、検査または修理の後方支援能力を有する自衛隊の部隊、⑦軍事監視要員および⑧司令部要員のポストにつく要員を提供する用意がある旨を登録している。

自衛隊は、国際平和協力活動などにおいて人員・部隊の安全を確保しつつ任務を遂行するために必要な派遣先での情報収集能力や防護能力の強化を進めている。また、多様な環境や任務の長期化に対応するため、輸送展開能力および情報通信能力ならびに円滑かつ継続的な活動実施のための補給・衛生の体制整備に取り組んでいる。陸自は、派遣先でのニーズが高い施設部隊の態勢の充実、地雷や即席爆発装置（IED）
Improvised Explosive Deviceから乗車人員を防護する輸送防護車などの整備を進めるとともに、多様な環境下での活動を可能とするため、輸送ヘリコプター（CH-47JA）のエンジン能力向上や装輪装甲車（改）の開発などを推進している。海自は、固定翼哨戒機を海外で効果的に運用するための海上航空作戦指揮統制システムの可搬化および機動運用などを推進している。空自は、多様な環境下で航空機と地上との指揮通信機能を保持するため、航空機用衛星電話などの整備や輸送機用自己防御装置、航空機衝突防止装置などの整備を推進している。

さらに、こまかど駒門駐屯地（静岡県）の国際活動教育隊において、国際平和協力活動などへ派遣される陸自要員の育成、国際平和協力活動にかかわる訓練の支援などを行っている。11（同23）年10月より統合幕僚学校の国際平和協力センターで国際平和協力活動などに関する基礎的な講習（国際平和協力基礎講習）を開始した。また、平成24年度からは、国際平和協力活動などに関する施策および運用にかかわる企画・立案を担当する要員や国連派遣部隊の司令部で勤務する要員を養成するための専門的な教育（国際平和

1 自衛隊法第8章（雑則）あるいは附則に規定される業務

2 自衛隊法第3条に定める任務。主たる任務は「わが国の防衛」であり、従たる任務は「公共の秩序の維持」、「周辺事態に対応して行う活動」および「国際平和協力活動」である。

3 国連PKOの機動的展開を可能にする目的で、94（平成6）年に国連が導入した制度。国連加盟国が、国連PKOの軍事部門に提供可能な能力、要員数、派遣に要する期間などをあらかじめ国連に登録しておくもの。なお、登録に基づき国連から派遣要請がある場合も、実際に派遣するか否かは、各国が個別に判断することとなる。

協力中級課程・国際平和協力上級課程）を行うなど、国際平和協力活動などに関して様々なレベルに応じた教育を行っている。教育対象者をより拡大することを含め、同センターの国際平和協力活動に関する教育・研究の拠点としてのさらなる充実のための検討を行っている。



国際活動教育隊において派遣に向けた訓練を行う陸自隊員

4 派遣部隊に対する福利厚生やメンタルヘルスケア

国や家族から遠く離れ、困難な勤務環境下において任務を遂行することを求められる派遣隊員が、心身の健康を維持して任務を支障なく遂行できる態勢を整えることは、きわめて重要である。

このため、防衛省・自衛隊では、任務に従事する隊員や留守家族の不安を軽減するよう、各種家族支援施策を実施している。

参照 第Ⅳ部2章1節（防衛力を支える人的基盤）

メンタルヘルスケアについては、派遣する全隊員に対してメンタルヘルスチェックを派遣前から派遣後にかけて数回実施している。さらに、派遣前の隊員にストレスの軽減に必要な知識を与えるためのメンタルヘルス講習を行うとともに、現地では、カウンセリング教育を受けた隊員を配置するなど、メンタルヘルスケアに十分配慮している。加えて、派遣部隊に医官を配置するとともに、定期的に本国からの専門的知識を有する医官を中心としたメンタルヘルス診療支援チームなどを派遣し、現地でのストレス対処方法や、帰国後の家族および所属部隊の隊員とのコミュニケーションにおける注意点などについて教育を行っている。

2 国連平和維持活動などへの取組

国連PKOは、世界各地の紛争地域の平和と安定を図る手段として、伝統的な停戦監視などの任務に加え、近年では、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰（DDR）・治安部門改革（SSR）、選挙、人権、法の支配などの分野における支援、政治プロセスの促進、文民の保護（POC）などを任務とするようになってきている。現在、16のPKOおよび12の政治・平和構築ミッションが設立されている。（14（平成26）年4月末現在）

また、紛争や大規模災害による被災民などに対して、人道的な観点や被災国内の安定化などの観点から、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などの国際機関や各国政府、非政府組織（NGO）などにより、救援や復旧活動が行われている。

これまで、わが国は20年以上にわたり、国際平和協力のため、カンボジア、ゴラン高原、東ティモール、ネパール、南スーダンなど、様々な地域において国際平和協力業

務などを実施し、その実績は内外から高い評価を得ている。今後、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、わが国に対する国際社会からの評価や期待を踏まえ、国際平和協力業務などを積極的かつ多層的に推進していく。その際、先進諸国が「量」よりも「質」や「費用対効果」を志向する中、自衛隊がなすべき協力の態様についてもより深い検討が必要である。また、国際平和協力業務などについては、自衛隊が蓄積した経験と施設分野などにおける高度な能力を活用した活動を引き続き積極的に実施するとともに、現地ミッション司令部や国連PKO局などにおける責任ある職域への自衛隊員の派遣を拡大するなどして、より主導的な役割を果たすことを重視していくことから、防衛省として、政府全体の検討に積極的に参加していく。

1 国際平和協力法の概要など

92（同4）年に成立した「国際平和維持活動等に対する協力に関する法律」（国際平和協力法）は、①国際連合平和維持活動⁴、②人道的な国際救援活動⁵、③国際的な選挙監視活動の三つの活動に対し適切かつ迅速な協力を行うための体制を整備するとともに、これらの活動に対する物資協力のための措置などを講じ、もってわが国が国連を中心とした国際社会の平和と安定のための努力に積極的に寄与することを目的としている。

また、同法では、国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針（いわゆる参加5原則）が規定されている。

参照 図表Ⅲ-3-4-3（国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針（参加5原則））

図表Ⅲ-3-4-3 国連平和維持隊への参加にあたっての基本方針（参加5原則）

- 1 紛争当事者の間で停戦の合意が成立していること
- 2 当該平和維持隊が活動する地域の属する国を含む紛争当事者が当該平和維持隊の活動および当該平和維持隊へのわが国の参加に同意していること
- 3 当該平和維持隊が特定の紛争当事者に偏ることなく、中立的な立場を厳守すること
- 4 上記の原則のいずれかが満たされない状況が生じた場合には、わが国から参加した部隊は撤収することができること
- 5 武器の使用は、要員の生命などの防護のために必要な最小限度のものに限られること

2 国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）

United Nations Mission in the Republic of South Sudan

(1) UNMISSへの派遣の経緯など

スーダンにおいては、05（同17）年1月、スーダン政府とスーダン人民解放運動・軍が南北包括和平合意（CPA）に署名したことを受けて、国連スーダン・ミッション（UNMIS）が設立された。

United Nations Mission in Sudan

わが国は、08（同20）年10月以降、UNMIS司令部要員（兵站幕僚および情報幕僚）として陸上自衛官2名を派遣していたが、11（同23）年7月、南スーダン独立にともなってUNMISの任務は終了した。

一方、南スーダンの独立を受けて、国連安保理は、南スーダン政府が効果的かつ、民主的に統治されるとともに、同国が近隣国と良好な関係を確立する能力を強化する観点から、平和と安全の定着および南スーダンの発展のための環境構築の支援などを目的として、国連安保理決議第1996号を採択し、同年7月、国連南スーダン共和国ミッション（UNMISS）が設立された。

政府は、同年8月に来日した潘基文^{バン・ギムン}国連事務総長によるUNMISSに対する協力、特に陸自施設部隊の派遣要請を受け、数度にわたる現地調査を実施したうえで、同年11月にUNMISSに司令部要員2名（兵站幕僚および情報幕僚）の派遣、同年12月には同じく自衛隊の施設部隊、現地支援調整所（当時）および司令部要員1名（施設幕僚）などの派遣をそれぞれ閣議決定した。

南スーダンの平和と安定は、アフリカ全体の安定にとって重要であり、かつ国際社会で対応すべき重要な課題であるため、わが国としても同国の国づくりに協力していく必要がある。防衛省・自衛隊として、これまでのPKOにおいて実績を積み重ね、国連も高い期待を寄せているインフラ整備面での人的な協力を行うことで、同国の国づくりに貢献することが可能と考えている。

参照 図表Ⅲ-3-4-4（南スーダン周辺図）

参照 I部2章1節第2項5（スーダン・南スーダン情勢）

(2) 自衛隊の活動

12（同24）年1月、南スーダンの首都ジュバおよびウガンダにおいて、自衛隊のPKO活動では初めての試みである現地支援調整所（当時）を設置し、派遣施設隊が行う活動に関する調整を開始した。

12（同24）年3月、派遣施設隊は、国連施設内において宿営地を設営しつつ、活動準備などを行い、国連施設内での施設活動を開始した。また、同年4月からは、国連施設外での施設活動を開始した。同年6月より国際機関との連携案件を、同年10月からは、「オールジャパンプロジェクト」としてODA事業との連携案件をそれぞれ開始している。13（同25）年5月28日には、自衛隊の活動地域

⁴ 国連決議に基づき、武力紛争当事者間の武力紛争再発防止に関する合意の遵守の確保、武力紛争の終了後に行われる民主的な手段による統治組織の設立の援助、その他紛争に対処して国際の平和と安全を維持するために国連の統括のもとに行われる活動

⁵ 国連決議または国連などの国際機関の要請に基づき、紛争による被災民の救援や被害の復旧のため、人道的精神に基づいて国連その他の国際機関または各国が行う活動

参照 図表Ⅲ-3-4-6 (南スーダン派遣施設隊の概要)

This map shows South Sudan and its neighboring countries. The capital, Juba (ジュバ), is marked with a red dot. The map is divided into three main regions: Central Equatoria State (中央エクトリア州), West Equatoria State (西エクトリア州), and East Equatoria State (東エクトリア州). A red box on the map of Africa indicates the location of South Sudan.

```

graph TD
    A[国連事務総長特別代表] --> B[軍事部門  
司令官]
    A --> C[官房長]
    A --> D[ミッション  
支援部長]
    A --> E["副特別代表  
(国連常駐調整官  
/人道調整)"]
    A --> F[副特別代表  
(政務)]
    B --> G[兵站課]
    B --> H[統合ミッション  
分析センター]
    B --> I[施設課]
    G --> J[兵站幕僚(1名)]
    H --> K[情報幕僚(1名)]
    I --> L[施設幕僚(1名)]
    J --> M[施設部隊(約400名)]
    K --> M
    L --> M
    M --> N[その他部隊]
  
```

国連事務総長特別代表

- 軍事部門 司令官
 - 兵站課
 - 兵站幕僚(1名)
 - 統合ミッション分析センター
 - 情報幕僚(1名)
 - 施設課
 - 施設幕僚(1名)
- 官房長
- ミッション支援部長
- 副特別代表 (国連常駐調整官 / 人道調整)
- 副特別代表 (政務)

施設部隊(約400名)

その他部隊

```

graph TD
    PM[内閣総理大臣] --- CD[防衛大臣]
    PM --- CS[統幕長]
    CD --- CIG[中央即応集団]
    CD --- MSDF[自衛艦隊]
    CD --- ASG[航空支援集団]
    CIG --- UNMISS[UNMISS]
    CIG --- SSDF[南スーダン派遣施設隊]
    UNMISS -.->|派遣国代表(派遣施設隊長)| UNMISS
    SSDF -- "約400名 派遣部隊指揮官(1佐)" --> UNMISS
    SSDF --- TB[隊本部]
    SSDF --- BP[本部付隊]
    SSDF --- LAC[対外調整班]
    SSDF --- ECU[施設器材小隊]
    SSDF --- FU[施設小隊]
    SSDF --- GU[警備小隊]
    SSDF --- SSPU[南スーダン派遣警務班]
    GU -.-> GU
    
```

---: 施設隊の活動業務のオーダー
 —: 自衛隊の指揮系統(各自衛隊の協同)

防衛大臣
 統幕長
 中央即応集団
 自衛艦隊
 航空支援集団
 UNMISS
 派遣国代表(派遣施設隊長)
 南スーダン派遣施設隊
 約400名 派遣部隊指揮官(1佐)
 隊本部
 本部付隊
 対外調整班
 施設器材小隊
 施設小隊
 警備小隊
 南スーダン派遣警務班

※司法警察業務に関する指揮を除く

※司法警察業務に関する指揮を除く

7 14（平成26）年、譲渡した弾薬が日本隊に返還



ナバリ地区コミュニティー道路の整備



ボンゴロギ小学校簡易歩道 竣工式



南スーダンで活動する自衛隊員を視察・激励する小野寺防衛大臣

(3) UNMISSにおける日豪協力について

これまで、防衛省・自衛隊は、イラク人道復興支援活動や国連平和維持活動などの現場において、オーストラリア軍と様々な協力を行ってきた。UNMISSにおいても、日豪両国が活動しており、12（同24）年8月31日、UNMISSの業務を行うために派遣されたオーストラリア軍要員2名が対外調整班（派遣当時は現地支援調整所）において業務調整を行っている。

3 国連平和維持活動局への自衛官の派遣

防衛省・自衛隊は、国際連合平和維持活動局（国連PKO局）軍事部部隊形成課に1名の自衛官を派遣しており、13（同25）年9月から約2年間の予定で、PKOミッションの部隊編成や要員の選定、加盟国との了解覚書に関する協議などの業務を行っている。

参照 資料60（国際機関への防衛省職員の派遣実績）

VOICE

UNMISS－南スーダンにおける活動－（JICA職員、派遣隊員の声）

独立行政法人 国際協力機構（JICA） 南スーダン事務所長 ^{はなたに} 花谷 ^{あつし} 厚
（現 研究所 上席研究員）



JICAは06（平成18）年からジュバでの活動を行ってきましたが、12（同24）年のUNMISSへの自衛隊派遣以降、両者で力を合わせて南スーダンの国づくりに向けた支援を行ってきています。現地ではこれまでに、ODAで建設するジュバ市の浄水場やナイル川沿いの栈橋の敷地整備において自衛隊の協力を得たほか、自衛隊の整備する道路にかかる技術的調査をJICAが行うなどして連携を深めてきました。さらに同道路周辺では、自衛隊とJICAプロジェクト合同で道路清掃キャンペーンを行い、適切な廃棄物処理のあり方について市民への啓発活動を行ってきました。



自衛隊員とともに道路清掃を行う筆者（中央）

13（同25）年12月の治安悪化によりJICA関係者は国外退避を余儀なくされましたが、一日も早い現地治安の回復とODA－PKO連携の再開を願っています。

UNMISS司令部 情報幕僚 1等陸尉 ^{あらき} 荒木 ^{じゅんこ} 順子
（現 中央即応集団 国際活動教育隊）



私は、14（平成26）年1月から第5次UNMISS司令部要員の情報幕僚としてジュバで勤務しています。

私が勤務するJMAC（統合ミッション分析センター）は、文民、軍人および警察の23名からなる組織です。私は情報管理班においてオランダ、イエメンの少佐とともに勤務し、主にUNMISS内外から収集した情報資料のデータベース化、南スーダン国内で発生する戦闘や犯罪、国内避難民数などの統計資料の作成を実施しています。



UNPOL（国連警察）職員と調整を行う筆者（左）

13（同25）年12月以降、南スーダンの治安情勢が悪化するなど、不安定な情勢の中での勤務や制約の多い生活環境に苦勞することもあります。国籍の異なる同僚との課業内外を通じたコミュニケーションを通じ、各国の情報管理のノウハウや外国文化、過去に参加したミッションでの経験など多くのことを学ぶことができ非常に充実した毎日を送っています。

UNMISS司令部の活動を通じて国連ミッションに携われたことに感謝しつつ、最後まで緊張感をもって任務を無事完遂したいと思います。

4 アフリカのPKOセンターへの講師などの派遣

防衛省・自衛隊は、アフリカ諸国の平和維持活動における自助努力を支援するため、PKO要員の教育訓練を行うアフリカPKOセンターなどに自衛官を講師として派遣しており、これらPKOセンターの機能強化を通じ、アフリカの平和と安定に寄与している。08（同20）年11月におけるアフリカ紛争解決平和維持訓練カイロ地域センター（CCCCPA）への派遣以降、14（同26）年5月までに女性自衛官1名を含むのべ15名（計13回・計6か国）の自衛官を派遣した。派遣自衛官は、国際平和協力活動の現場における現地住民との関係構築の重要性や自衛隊が経験し

センター（EIPKTC）において、講師以外では初となるEthiopian International Peacekeeping Training Center国際コンサルタントとして教育に関する助言を行うとともに、PKO要員の人材育成にかかるカリキュラムを策定するなどにより、現地関係者や受講者から高い評価を受けている。

参照 図表Ⅲ-3-4-7（アフリカのPKOセンターへの講師などの派遣状況）



ケニアPKOセンターで講義を行う海自隊員

図表Ⅲ-3-4-7 アフリカのPKOセンターへの講師などの派遣状況



た国際緊急援助活動の講義など、自衛隊が海外での活動で得た経験や教訓についての教育を行ったほか、14（同26）年3月から5月には、エチオピア国際平和維持訓練

5 国連PKO部隊マニュアルの策定

防衛省・自衛隊は、国際平和協力活動において、より主導的な役割を果たすため、国連本部が進める国連PKO部隊マニュアルの策定を支援し、工兵（施設）に関する分科会の議長国を務めている。

14（同26）年3月には、東京で工兵分科会の専門家会合が開催され、14か国と複数の国際機関の参加者が、工兵部隊マニュアル作成に向けた基本的な考え方について議論した。また、同年6月には、インドネシアで第2回目となる専門家会合が行われるなど、15（同27）年初頭の完成を目指して、わが国主導のもとで各国の協力が進められている。

3 国際緊急援助活動への取組

近年では、軍の高い能力の果たす役割が多様化し、人道支援・災害救援などに活用される機会が増えている。自衛隊も、人道的な貢献やグローバルな安全保障環境の改善の観点から、国際協力の推進に寄与することを目的として国際緊急援助活動に積極的に取り組んでいる。

このため、平素から、自衛隊は事前に作成した計画に基

づき任務に対応できる態勢を維持している。また、派遣に際しては、被災国政府などからの要請内容、被災地の状況などを踏まえつつ、外務大臣との協議に基づき、自衛隊の機能・能力を活かした国際緊急援助活動を積極的に行っている。

参照 資料59（自衛隊が行った国際平和協力活動）



国連PKO部隊マニュアルについて

紛争などにより国土が破壊された国々の復興支援を行ってきた国連は、新たな取組として、PKO部隊に求められる能力を明確化し、参加国の理解を促進するため、国連PKO部隊マニュアルの作成を進めている。この取組の背景には、PKO部隊の運用を効率化するねらいがあり、マニュアルはPKOに参加する各国部隊が共同で任務を遂行する際や、派遣国が事前に部隊を訓練するにあたっての指針となるものである。

マニュアルの作成は、工兵（施設）や航空といった職種ごとに進められ、それぞれの分野で要求される能力、任務、装備および部隊編成といった項目が盛り込まれる予定である。

わが国は、工兵、兵站（後方補給）および輸送の三つの分野のマニュアル作成に参加している。カンボジア、東ティモール、ハイチ、現在派遣中の南スーダンでの施設部隊の活躍が評価され、23か国が参加する工兵分野の分科会では、わが国が議長国に選ばれ、「工兵部隊マニュアル」の策定をリードしている。14（平成26）年3月には、東京で第1回目の専門家会合が開催され、14か国と三つの国際機関が参加し、「工兵部隊マニュアル」の策定に向けた基本的考え方などについて意見交換を行った。

その開会挨拶で、小野寺防衛大臣は、わが国は、国際平和協力活動でより主導的な役割を果たす観点から、マニュアル策定に積極的に取り組んでいく旨を述べた。

今後日本は、15（同27）年初頭の完成を目指して、「工兵部隊マニュアル」の策定に向けた各国の取組を引き続きリードしていく。



第1回専門家会合（東京）

① 国際緊急援助隊法の概要など

わが国は、87（昭和62）年に「国際緊急援助隊の派遣に関する法律（国際緊急援助隊法）」を施行し、被災国政府または国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。

92（平成4）年、国際緊急援助隊法が一部改正され、自衛隊が国際緊急援助活動や、そのための人員や機材などの輸送を行うことが可能となった。

参照 資料21（自衛隊の主な行動）

② 自衛隊が行う国際緊急援助活動と自衛隊の態勢

自衛隊は、国際緊急援助活動としての、①応急治療、防疫活動などの医療活動、②ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、③浄水装置を活用した給水活動などの協力に加え、自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地までの輸送などを行うことができ

る。このうち、具体的にいかなる活動を行うかについては、個々の災害の規模や態様、被災国政府または国際機関からの要請内容など、その時々状況により異なる。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行えるよう、中央即応集団と方面隊が任務に対応できる態勢を常時維持している。また、海自は自衛艦隊が、空自は航空支援集団が、国際緊急援助活動を行う部隊や部隊への補給品などの輸送ができる態勢を常時維持している。

③ フィリピンにおける国際緊急援助活動

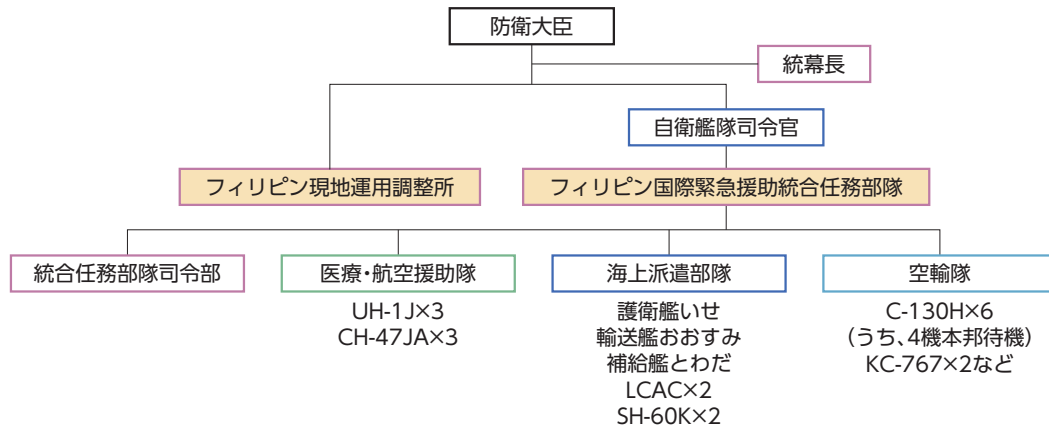
（1）国際緊急援助活動への派遣の経緯など

13（同25）年11月8日から9日にかけて、大型の台風第30号がフィリピン中部を襲った。わが国政府は、壊滅的な被害を受けたフィリピン政府から要請を受け、11月12日、外務大臣との協議に基づき、防衛大臣は自衛隊による国際緊急援助活動を実施することを決定した。

図表Ⅲ-3-4-8 フィリピン周辺図および活動地域



図表Ⅲ-3-4-9 フィリピン国際緊急援助隊の概要



【参照】図表Ⅲ-3-4-8（フィリピン周辺図および活動地域）、図表Ⅲ-3-4-9（フィリピン国際緊急援助隊の概要）

(2) 自衛隊の活動

同日、防衛省・自衛隊は、医療チーム要員を含む50名の国際緊急援助隊を組織し、同日以降順次フィリピンに派遣した。到着後、医療チームはタクロバン、セブなどにて医療活動を実施した。14日、フィリピン政府からさらなる要請を受けたことや現地の被害状況にかんがみ、15日には体制を拡充することとし、マニラにフィリピン現地運用調整所を設置するとともに、国際緊急援助活動では初となる統合任務部隊を組織し、過去最大規模となる約1,100名態勢で同国における救援活動を実施した。

フィリピン現地運用調整所では、大使館・JICAと密接に連携を図るとともに、マニラに設置された多国間調整所などにおいてフィリピンの関係機関や関係国との調整などを行ったほか、海自護衛艦「いせ」と英空母「イラストリアス」との間で相互に連絡幹部を派遣し、密接な連絡・調整を行った。また、日米間および日豪間の物品役務相互

提供協定（ACSA）に基づき、物資などの相互提供を国際緊急援助活動において初めて行った。具体的には、空自C-130H輸送機が米空軍から液体酸素の補充を受けるとともに、海自補給艦「とわだ」が豪艦艇へ艦船軽油の洋上補給を実施した。

フィリピン国際緊急援助統合任務部隊は、司令部の他、陸自の第6師団、第1ヘリコプター団、東北方面航空隊、東北方面衛生隊、東北補給処、仙台病院などから構成される医療・航空援助隊、海自の護衛艦「いせ」や輸送艦「おおすみ」などから構成される海上派遣部隊、空自のKC-767空中給油・輸送機やC-130H輸送機などから構成される空輸隊からなり、統合運用のもと、のべ2,646名の診療、のべ11,924名へのワクチン接種、約95,600m²の防疫活動、約630トンの物資の空輸、のべ2,768名の被災民の空輸などを実施した。

同年12月13日、フィリピン政府との協議を踏まえ、防衛大臣は同活動の終結に関する命令を発出し、約1か月間の活動を終了した。



空自KC-767への支援物資の積載



海自LCACによる陸自車両の輸送



日米豪間における調整



陸自隊員による防疫活動

VOICE

フィリピン台風にもなう国際緊急援助活動に参加して

海自第4護衛隊群（広島県 呉市）

第4護衛隊群司令 海将補 さとう ひさのり
佐藤 壽紀



98（平成10）年のホンジュラスにおける国際緊急援助活動以降、自衛隊はこれまで13回の国際緊急援助活動に従事してきましたが、フィリピンに派遣された国際緊急援助統合任務部隊は、過去最大規模であり、統合任務部隊指揮官のもとに、陸自が主体の医療・航空援助隊、海自が主体の海上派遣部隊、空自が主体の空輸隊が編成され、海外での任務を目的とした初めての統合任務部隊として被災地において救援活動を実施しました。

被災地においては、医療・航空援助隊の医療チームが各所を巡回して医療活動などを行い、空輸隊は、救援物資の輸送と一時避難する被災民の輸送を実施し、海上派遣部隊は、医療・航空援助隊の洋上の活動拠点として活動しました。指揮官として派遣される際には、東日本大震災でいち早く援助隊を派遣してくれたフィリピンに対して恩返しをしたいとの気持ちを込めて、被災地の状況と支援のニーズをきめ細やかに把握することを最優先し、効率的な支援活動ができるよう留意しました。

また、今回の活動では、被災国であるフィリピンだけでなく、国連や米国、英国、オーストラリアなどの部隊と協力する場面も多く、今回の活動がフィリピンの復旧だけでなく、わが国と各国との関係強化にも貢献するものであると肌で感じることができました。



日米指揮官意見交換を実施中の筆者（中央左）

VOICE

第6後方支援連隊（山形県 東根市）

国際緊急援助隊医療隊 運用訓練幹部 2等陸尉 おおしろ ゆきの 大城 道乃



私は、フィリピン国際緊急援助隊医療隊の衛生運用幹部として、現地医療機関などとの連絡調整業務を担当しました。情報が錯綜する現場では、正確な医療ニーズを把握するとともに、早い段階から多国間で調整することが重要であると実感しました。

また、現地においては日本の懇切丁寧な診療に対する住民からの信頼が厚く、日本ならではのきめ細やかな支援について高い評価を得たことは、医療隊の一員として参加した私にとって本当にうれしく、誇りに思いました。このように医療をはじめ、高い災害救援能力を有する自衛隊が国際緊急援助活動に参加し、多くの国の方々を支援することができるという意義はとても大きいと思います。



フィリピン保健省看護師達と筆者（右端）

VOICE

空自小牧基地（愛知県 小牧市）

第1輸送航空隊 飛行群 第401飛行隊 1等空尉 もちづき ひろこ 望月 寛子



第401飛行隊は、13（平成25）年11月15日から同年12月20日の間、フィリピンの台風にとまなう国際緊急援助活動にC-130H輸送機を2機派遣しました。私は副操縦士として本活動に参加し、多国間調整所で日本に割り当てられた支援物資と被災民などをマニラと被災地の間で空輸する任務を行いました。航空機から見る被災地は台風によってなぎ倒された樹木や倒壊した家屋が広がり、連日の任務にもかかわらず空港では空輸便を待つ被災民の長蛇の列ができていました。また、貨物の搭載卸下に米・オーストラリア・フィリピン軍の支援を受けるなど各国と協力して行った本活動を通じ、大規模災害発生時の航空輸送の重要性とアジア太平洋地域における各国からの日本への期待を感じました。現地では、各国の女性軍人などとも活動をともしめる機会があり、女性の国際貢献活動における役割とその活躍を実感しました。



現地の支援員と筆者（中央）

VOICE

英海軍連絡幹部

海軍少佐 ジョー・カーリン (Lieutenant Commander Joe Currin)



海自護衛艦「いせ」と英海軍空母「イラストリアス」は、13（平成25）年のフィリピンにおける災害救援活動に際して、連絡幹部の相互派遣を行いました。私は、英海軍の代表として「いせ」に乗艦し、自衛隊・統合任務部隊の方々とは1週間をともに過ごしたことは名誉なことでした。私は「いせ」がフィリピン東部で数日間の輸送支援を終えた11月27日に乗艦しました。「イラストリアス」はフィリピン西部パナイ島沖に所在していましたが、両艦の活動にかかる目的や取組は共通しており、台風ハイヤンの被災民に支援を行うことが「イラストリアス」全乗員と自衛隊・統合任務部隊の最大の焦点でした。統合任務部隊の日々の会議では、自衛隊の組織やオペレーションの要領に関する多くの点が英国と類似していることを目の当たりにしたことで、伝統と儀礼を海自が重視しており、英海軍と非常に似ていることが明確にわかりました。「いせ」乗艦中は、救援活動を行う自衛隊員とともに楽しく充実した日々を過ごすことができました。島嶼国家として私たち英海軍および海自は多くの共通点を有しています。今般の連絡幹部交換を通じて、気質やドクトリン（教義）に関する我々の共通点をさらに深く共有することができました。



ブリーフィングを行う筆者（中央）

4 マレーシア航空機消息不明事案に対する国際緊急援助活動

(1) 国際緊急援助活動への派遣の経緯など

14（同26）年3月8日未明、クアラルンプール発北京行きのマレーシア航空機370便が消息を絶った。3月10日にマレーシア政府から支援要請があったことを踏まえ、外務大臣との協議に基づき、同年3月11日、防衛大臣は自衛隊による、国際緊急援助活動を実施することを決定した。

参照 図表Ⅲ-3-4-10（マレーシア周辺図および活動地域）、

図表Ⅲ-3-4-11（マレーシア航空機消息不明事案に対する国際緊急援助隊の概要）

(2) 自衛隊の活動

防衛省・自衛隊は、最大で人員約90名、海自のP-3C哨戒機2機および空自のC-130H輸送機2機をマレーシアに派遣し、捜索救助活動を実施した。その後、マレーシア政府およびオーストラリア政府の要請を受け、P-3C哨戒機2機をオーストラリア西部へ移動させて捜索救助活動を実施した。

活動の間、P-3C哨戒機は、ACSAに基づいてオーストラリアから燃料や航空機部品の提供を受けた。

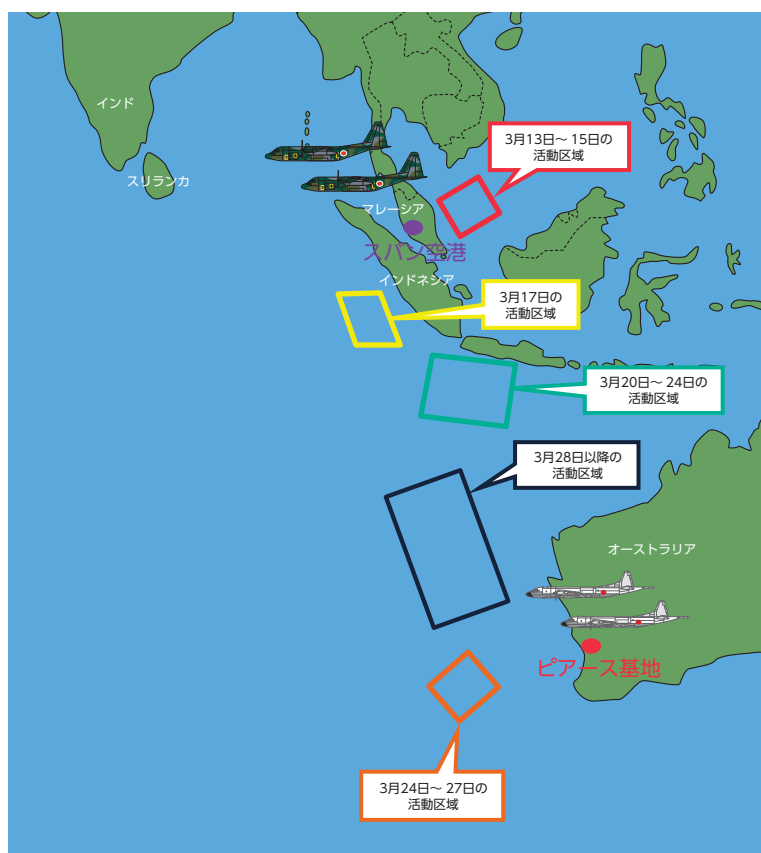
同年4月28日、アボット豪首相が海上捜索から海底捜索の段階に移行すると発表したことから、マレーシア政府

およびオーストラリア政府との協議を踏まえ、防衛大臣は同活動の終結に関する命令を発出し、1か月以上にわたる捜索救助活動を終了した。本活動において、自衛隊は、P-3C哨戒機やC-130H輸送機などのべ6機、派遣隊員約130名が活動に従事し、計46回、約400時間の捜索を行った。



C-130H輸送機によるマレーシア航空機の捜索・救助活動の様子

図表Ⅲ-3-4-10 マレーシア周辺図および活動地域



図表Ⅲ-3-4-11 マレーシア航空機不明事案に対する国際緊急援助隊の概要

